

民間資金を中心とする JCM プロジェクト(民間 JCM プロジェクト) Q&A 集

2024 年 3 月 25 日

質問一覧

【1. 全般】

- Q1-1 JCM とは何か。
- Q1-2 民間 JCM とは何か。民間 JCM のメリットは何か。
- Q1-3 民間 JCM プロジェクトの条件や制約はあるか。
- Q1-4 民間 JCM プロジェクトの実施者は日本の企業とパートナー国の企業の両方が必要か。パートナー国の企業のみが実施者となることは出来るか。
- Q1-5 申請の流れはどのようになっているか。
- Q1-6 民間 JCM プロジェクトの事前の照会プロセスかかる時間はどの程度か。
- Q1-7 クレジット申請の対象となる GHG 排出削減・吸収期間はどの様に決めれば良いか。
- Q1-8 民間 JCM プロジェクトの事業概要(Project Idea Note (PIN))に関する手続きを知りたい。
- Q1-9 民間 JCM で対象となる技術・プロジェクトや制約はあるのか。
- Q1-10 GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援※は、あるのか。日本政府の支援は受けられるか。
- Q1-11 事業概要(Project Idea Note(PIN))の事前相談での、関連省庁・機関の役割分担について伺いたい。
- Q1-12 民間 JCM 提案に際して押さえておくべきポイントは何か。

【2. 事業概要(Project Idea Note(PIN))の作成及び提出】

- Q2-1 事業概要(Project Idea Note(PIN))とは何か。
- Q2-2 どの程度事業概要(Project Idea Note (PIN))の内容が固まっている必要があるか。
- Q2-3 合同委員会において承認された方法論がない場合でも JCM プロジェクトを進めることができるか。他の制度で承認された方法論を用いることは可能か。
- Q2-4 『民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス』に記載のある“その他貢献”に関しては、どの様に記載すれば良いか。
- Q2-5 プロジェクト実施の過程で、提出した事業概要(Project Idea Note(PIN))から変更が生じた場合はどうすればよいのか。
- Q2-6 合同委員会(JC)及びパートナー国政府への事前説明の必要性やコンタクトのタイミングを伺いたい。

【3. 方法論・MRV】

- Q3-1 方法論はどのように作成すればよいか。
- Q3-2 他の制度における方法論を利用できるか。留意点はあるか。
- Q3-3 方法論の開発は、いつ頃から着手すればよいか。また、方法論の承認に必要な期間、プロジェクトの登録に必要な期間はどれぐらいか。
- Q3-4 方法論は誰が作成するのか。

【4. クレジット】

- Q4-1 JCM クレジットの取り扱いについて教えてほしい。

- Q4-2 JCM クレジットはモニタリングを経て、毎年 1 回の頻度で発行されることになるのか。
- Q4-3 民間 JCM の場合のクレジット配分比率(=貢献価値の示し方)について、どの様に算定するのが良いか。
- Q4-4 事業期間内でクレジットの配分割合を変更することは可能か。
- Q4-5 パートナー国内でのクレジット配分に関する協議について日本側は関与しないのか。
- Q4-6 JCM クレジットは何に利用できるのか。

【5. 日本政府の支援】

- Q5-1 日本政府の支援にはどのようなものがあるか。
- Q5-2 案件組成に向けての FS の支援を活用することは可能か。

Question		Answer
【1. 全般】		
Q1-1	JCM とは何か。	<p>二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) は、パリ協定6条2項の協力的アプローチに沿って、パートナー国への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、その貢献分を定量的に評価し、相当のクレジットを我が国が獲得することで、我が国の国が決定する貢献 (NDC) (注) の達成に活用するとともに、相手国の NDC (注) の達成にも貢献する仕組みです。</p> <p>【(注)NDC(国が決定する貢献):パリ協定において、全ての締約国が 5 年毎に提出・更新する義務を負う温室効果ガスの排出削減目標。】</p> <p>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において、官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、政府全体としてJCMを推進しています。</p>
Q1-2	民間 JCM とは何か。 民間 JCM のメリットは何か。	<p>民間 JCM とは、事業実施に JCM プロジェクトの実施を目的とした政府資金(例:環境省 JCM 設備補助事業、経済産業省の NEDO 実証事業等)を活用しない民間資金を中心とした JCM プロジェクトです。</p> <p>JCM プロジェクト形成に対する資金支援事業のうち JCM 設備補助事業(環境省)と比べ、資金支援事業のスケジュール・補助金利用に関する規定等に従う必要はなく、エネルギー起源 CO₂ の排出削減を含む GHG 排出削減に限らず、また法定耐用年数満了まで温室効果ガス排出削減量のMRV(測定・報告・検証)を実施する必要がありません。</p> <p>また、これまでの政府資金支援事業では、資金支援を行う日本国政府が相応量の JCM クレジットを取得していましたが、民間 JCM では自らの貢献度に応じて民間企業のクレジット取得が可能です。</p> <p>なお、プロジェクト実施段階での脱炭素設備導入等への資金支援の無い民間 JCM においても、案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等、及び GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援の活用について日本政府の関係省庁へ相談することが出来ます。</p>
Q1-3	民間 JCM プロジェクトの条件や制約はあるか。	<p>政府資金支援を受けた JCM と民間 JCM はいずれにおいても JCM のルールに則り実施する必要があります。具体的には、JCM プロジェクトの実施においては、環境・社会経済に関するパートナー国における法体系などの順守が当然に求められるほか、2021 年の COP26 で決定されたパリ協定第6条の実施ルールを踏まえ、パートナー国における持続可能な開発の実現への寄与、ジェンダー平等の実現への寄与、人権配慮への実現への寄与等も求められています。JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しが採択された国では、ガイドラインに基づき、持続可能な開発への貢献を示した文書の提出が必要となります。参考までに JCM 設備補助事業では、上記対応として JCM ジェンダー・ガイドラインへの適合性、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)等に沿った最善の人権配慮等の実現への寄与等も満たしていることが必要となります。</p> <p>また、民間 JCM プロジェクトであっても、GHG 削減がプロジェクトを実施するパートナー国内で行われること、削減量が定量的にモニタリングできること等を満たす必要があります。</p>

Q1-4	<p>民間 JCM プロジェクトの実施者は日本の企業とパートナー国の企業の両方が必要か。 パートナー国の企業のみが実施者となることは出来るか。</p>	<p>日本企業が民間 JCM プロジェクトとして、パートナー国で JCM プロジェクトを実施する場合、パートナー国企業の参加による技術移転等のメリットがあればパートナー国政府の理解を得やすくなる側面はありますが、パートナー国の企業が必ず参加しなければならないというルールはありません。 JCM は日本としてパートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献することが必要であるため、プロジェクト参加者の国籍は問わないものの、日本の貢献を PDD において明確にできるようにしてください。</p>
Q1-5	<p>申請の流れはどのようになっているか。</p>	<p>民間 JCM では政府資金支援事業のような案件応募というプロセスはありませんが、事業者による合同委員会への PIN 提出からクレジット発行申請までの流れは基本的に政府支援事業による JCM プロジェクトと同じになります。当ガイダンス P.4 をご覧ください。 詳細については、JCM 事務局 info@jcm.go.jp にお問い合わせください。 PIN 作成の事前相談、その後の申請に関する情報をお伝えします。</p>
Q1-6	<p>民間 JCM プロジェクトの事前の照会プロセスにかかる時間はどの程度か。</p>	<p>パートナー国により、JCM に対する対応方針が異なるため、所要時間について一概にお答えできません。 各国の状況によって、手続き、審査・承認期間が異なることを見込まれます。 なお、現在、パリ協定第6条実施ルールが採択されたことを踏まえ、6条実施ルールも踏まえた必要な JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しも各パートナー国と行っています。各パートナー国政府と採択した PIN 提出手続きを含む JCM 規則・ガイドライン類の最新情報については、順次、JCM ホームページの各パートナー国のページに PIN の様式も含めて掲載されますので、最新情報については当該ページにてご確認ください。</p>
Q1-7	<p>クレジット申請の対象となる GHG 排出削減・吸収期間はどの様に決めれば良いか。</p>	<p>新しい JCM 規則・ガイドラインが採択された国において、クレジット発行期間は、10 年間もしくは 5 年間(更新 2 回可能)となっています。 一方、JCM 規則・ガイドラインが更新されていない国については、以下の通りです。 “事業実施期間”、または“JCM が有効な期間”のいずれか短い方となり得ます。事業実施期間は、JCM プロジェクト形成に対する資金支援事業のうち JCM 設備補助事業(環境省)では法定耐用年数でしたが、民間 JCM では、事業者が期間を決めることが出来ます。但し、日本政府もしくはパートナー国の方針や NDC によっては、プロジェクト分野や期間が定められている可能性がありますので、個々に確認することが必要です。</p>
Q1-8	<p>民間 JCM プロジェクトの事業概要 (Project Idea Note (PIN))に関する手続きを知りたい。</p>	<p>PIN については、【2. 事業概要(Project Idea Note(PIN))の作成及び提出】をご参照ください。 PIN 提出を含む JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しはパートナー国政府と調整中であり、PIN 提出手続きを盛り込んだ JCM 規則・ガイドライン類が各パートナー国政府との間で採択された場合とそうでない場合で対応が異なります。 各パートナー国における PIN 手続きの導入を順次進めていますので、手続きの有無については随時ご確認をお願いします。 【PIN 提出手続きが採択されている国】</p>

		<p>PIN を JCM 事務局へ提出。JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府と日本政府の委員で構成する合同委員会へ PIN を送付します(パートナー国政府又は日本政府からの照会等に対しては JCM 事務局を通じて提案者である民間事業者に、必要に応じて追加説明資料等の提出を求めることがあります)。 合同委員会は PIN の受領後に異議の有無を決定します。</p> <p>【PIN 提出手続きが採択されていない国】 JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減や民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のため、基本的に PIN の作成をお願いしています。 作成した PIN は JCM 事務局で確認した後、日本政府で確認し、案件の熟度等に応じてパートナー国政府にも共有します。</p>
Q1-9	民間 JCM で対象となる技術・プロジェクトや制約はあるのか。	<p>現状、一概に制約はありませんが、パートナー国における NDC の conditional target(s)(国際的な支援により達成する目標)などを参照し、検討しているプロジェクトがパートナー国政府によって期待されるセクター・脱炭素技術等に含まれているかどうか確認を十分に行うことが重要です。 プロジェクトの規模等との関係で日本国政府の資金支援を活用できない、日本国政府の資金支援を活用すると実施スケジュール等が制約を受ける、エネルギー起源 CO2 を含む GHG 排出削減の事業ではない等の理由で、現状の日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業を活用しない(対象とはならない)プロジェクト等が考えられます。 但し、対象となる分野によっては、別途二国間でガイドラインが策定される場合があり、その場合には、分野ごとのガイドラインが策定されるまでは、日本政府として申請を受け付けられない場合もあります。</p>
Q1-10	<p>GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援※は、あるのか。日本政府の支援は受けられるか。</p> <p>※方法論の開発・承認、Project Design Document(PDD)の作成、妥当性確認(バリデーション)、プロジェクト登録、モニタリング報告書作成、検証(ベリフィケーション)、クレジット発行等</p>	<p>方法論の開発、PDD の作成、バリデーション、モニタリングレポートの作成、ベリフィケーション等は基本的に事業者が行う必要がありますが、政府の支援メニューが利用できる場合もあります。また、バリデーション、ベリフィケーションを合同委員会で指定された第三者機関(Third Party Entities(TPE))に依頼することが必要です。方法論の承認、JCM プロジェクトの登録、クレジットの発行等の手続きは日本政府と各パートナー国政府との間で設置される合同委員会が行います。 また、民間 JCM プロジェクトの実施にあたって測定、報告及び検証(MRV)等やパートナー国政府との直接協議の設定等の日本国政府による支援を受ける場合は、その具体的な支援内容に応じた日本国政府へのクレジット配分についての調整が必要になる場合がありますのでご注意ください。</p>
Q1-11	事業概要(Project Idea Note(PIN))の事前相談での、関連省庁・機関の役割分	<p>現状、民間 JCM の PIN の確認の流れは、窓口である JCM 事務局の info@jcm.go.jp にお問い合わせ頂いた後、JCM 事務局→環境省・経済産業省→必要に応じて関係省庁へと確認したのち、フィードバックを事務</p>

	担について伺いたい。	局から行うプロセスとなります。
Q1-12	民間 JCM 提案に際して押さえておくべきポイントは何か。	<p>民間 JCM プロジェクトは日本国政府の資金支援を伴わないため、実現可能性に加え、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや、当該プロジェクトを JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのかといった点について、パートナー国政府の理解の醸成がより重要になります。</p> <p>また、クレジット配分は、パートナー国政府における当該民間 JCM プロジェクトの実施の可否の検討に当たっての重要な情報となるため、その配分割合の根拠も含めて具体的な説明が必要です。</p> <p>なお、民間 JCM プロジェクトの実施可能性については、既存例がほとんど無い中で、パートナー国政府との JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しと並行して、個別プロジェクト内容を踏まえた協議を開始することが必要となることや、また、対象となる分野やプロジェクトもパートナー国政府の意向等も踏まえ多種多様となることが想定されます。このため、民間事業者自身がパートナー国関係者と事前の協議等を行うことが重要です。</p>

【2. 事業概要(Project Idea Note(PIN))の作成及び提出】

Q2-1	事業概要(Project Idea Note(PIN))とは何か。	<p>PIN は JCM プロジェクトの概要を示す資料で、事業者の情報、事業概要、想定されるスケジュール、該当する方法論の有無、クレジット配分等の情報が含まれます。JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のために重要な資料です。</p> <p>合同委員会における PIN の確認プロセスを正式に導入している国は現状限定的ですが、順次導入していく予定です。</p> <p>確認プロセスが導入されていない国における JCM プロジェクトについても、基本的には PIN 作成をお願いします。</p>
Q2-2	どの程度事業概要(Project Idea Note(PIN))の内容が固まっている必要があるか。	<p>日本国・パートナー国双方にとって、PIN に記載された情報が提供される案件情報の全てとなりますので、事業内容が理解しやすく整理され、両国の理解が得られる内容とする必要があります。PIN 記載事項の追加・修正等について事前相談を実施しています。</p>
Q2-3	合同委員会において承認された方法論がない場合でも JCM プロジェクトを進めることができるか。他の制度で承認された方法論を用いることは可能か。	<p>PIN 作成時に、方法論が承認されていなくても PIN 提出は可能です。その場合、方法論作成の目的について記入してください。また、反転リスク(※)が考えられる分野(森林、CCS)等についてはガイドラインが必要な可能性がありますのでご承知おきください。</p> <p>他の制度で承認された方法論を参考にすることは可能ですが、合同委員会において当該方法論の承認を得る必要があります。</p>

		ご参考 ※「反転(reversal)」は排出削減への正味の利益が長期にわたって持続せず(非永続性)、結果的に元の状況に戻ってしまうこと(反転)を指す。
Q2-4	『民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス』に記載のある“その他貢献”に関しては、どの様に記載すれば良いか。	資金面以外の貢献を具体的に記載してください。当該記載が具体的かつ定量的であれば、パートナー国政府からその他の貢献として認められ、提案プロジェクトを JCM プロジェクトとして実施することについて理解が深まり、クレジット配分に加味される可能性があります。具体的には、パートナー国の NDC に対する貢献、SDGs への貢献やその他コベネフィット、エネルギー需給の安定化、技術導入・投資の促進等が考えられます。
Q2-5	プロジェクト実施の過程で、提出した事業概要(Project Idea Note(PIN))から変更が生じた場合はどうすればよいか。	大幅な変更の場合は基本的にはPINを再提出のうえ、改めて異議がないことを確認する必要があります。再提出に関する規定の詳細については、各国との規則・ガイドラインをご参照ください。
Q2-6	合同委員会(JC)及びパートナー国政府への事前説明の必要性やコンタクトのタイミングを伺いたい。	パートナー国側との調整においては民間事業者自身によるパートナー国関係者との事前の協議等を行うことも重要です。例えば、PIN 提出前にパートナー国側に対して事業者から事前説明しておくことは、パートナー国関係者の当該プロジェクトへの理解が深まることに繋がります。

【3. 方法論・MRV】

Q3-1	方法論はどのように作成すればよいか。	パートナー国との間で、方法論開発ガイドライン「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」を作成しておりますので、プロジェクト実施国における該当文書をご覧ください。
Q3-2	他の制度における方法論を利用できるか。留意点はあるか。	京都議定書におけるクリーン開発メカニズム(CDM)や J-クレジット等、他の制度における方法論が有る場合には、それを参考に方法論を作成することは可能です。但し、他の制度の方法論を JCM プロジェクトに直接適用することはできません。新たな方法論を作成する際は、各パートナー国との方法論開発ガイドライン(JCM Guidelines for Developing Proposed Methodology)を参照の上、Eligibility criteria 等に留意して新たに作成することになり、最終的に日本とパートナー国との間で設置される合同委員会において承認を受ける必要があります。
Q3-3	方法論の開発は、いつ頃から着手すればよいか。また、方法論の承認に必要な期間、プロジェクトの登録に必要な期間はどれぐらいか。	PIN に年間の想定 GHG 排出削減量記載の欄があり、何らかの想定する方法論に基づき算出する必要があるため、その時点において方法論について一定程度目途がついていることが望ましいです。また、PIN を提出した後、異議がなければ、方法論の開発がその次のステップとして必要になります。方法論の承認にかかる期間は合同委員会で決議が必要なため一概にお答えできません。

		JCM プロジェクトについて、提案方法論の合同委員会による承認日(Date of Approval)を公表しています。同様にプロジェクト登録について申請受理日(Completeness check の日付)と合同委員会による承認日(Registration date)を公表していますので、参考にしてください。
Q3-4	方法論は誰が作成するのか。	<p>方法論は基本的にプロジェクト参加者または方法論に知見を有するコンサルタントなどが作成する必要があります。</p> <p>日本国政府が資金支援する JCM プロジェクトの組成・実施においては、日本国政府からは以下の実施支援が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等への支援 ・GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援 <p>民間 JCM プロジェクトの実施においても、上記の支援を活用することは可能ですが、日本国政府からの支援であるため、事業実施の際のクレジット配分量にも影響があり得ます。これらの支援や関係情報の提供が必要な場合は JCM 事務局へご相談ください。</p>

【4. クレジット】

Q4-1	JCM クレジットの取り扱いについて教えてください。	<p>JCM クレジットは合同委員会の決定に基づき、日本側に配分されるクレジットは日本政府が発行し、パートナー国側に配分されるクレジットはパートナー国政府が発行します。日本側のクレジットについては、日本政府が定めた JCM 実施要綱に基づき取り扱われ、政府が管理する JCM 登録簿において発行されます。日本側で発行されたクレジットは日本国内において移転可能です。</p> <p>また、JCM クレジットは GX-ETS において適格なクレジットとして認められており、GX-ETS で取引が可能です。</p> <p>パートナー国内での移転の可否はその国の制度に依ります。なお、現状、日本とパートナー国との間での国を越えるクレジットの移転はできません。</p> <p>JCM 実施要綱については下記を参照ください。 https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/guidelines.pdf</p> <p>JCM 実施要綱に関する質問は以下日本国 JCM 登録簿の連絡先までお問合せください。 https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Contact/Contact.html</p>
Q4-2	JCM クレジットはモニタリングを経て、毎年 1 回の頻度で発行されることになるのか。	<p>検証やクレジット発行申請の頻度は特に決まっていません。毎年 1 回検証を受けて発行申請することも可能ですし、複数年分をまとめて検証を受けて発行申請することも可能ですが、いずれにせよクレジット発行について合同委員会の承認を受ける必要があります。</p>

Q4-3	民間 JCM の場合のクレジット配分比率 (=貢献価値の示し方)について、どの様に算定するのが良いか。	民間 JCM におけるクレジット配分について、現時点でパートナー国との間で同意されたルールはありません。日本側とパートナー国側のクレジット配分については、PIN において提案することになりますが、提案に当たってはその根拠を説明することが必要です。定量的な根拠としては、総事業費における日本側からの資金貢献の割合等が考えられますが、NDC への貢献など資金以外の貢献についても、日本側の貢献としてクレジットの配分に反映させることが認められる可能性もあります。
Q4-4	事業期間内でクレジットの配分割合を変更することは可能か。	原則、事前に同意したクレジット配分を全期間に適用することを想定しています。しかし、合理的な理由(例えば日本企業の投資額および総事業費に対する比率が、クレジット対象期間中に変化する場合など)があれば、クレジット配分割合の変更を提案することも可能性としてありえます。
Q4-5	パートナー国内でのクレジット配分に関する協議について日本側は関与しないのか。	JCM クレジットの配分は合同委員会でパートナー国と日本国の割合を決め、合同委員会がそれぞれの発行量を各国政府に通知し、各国政府が当該 JCM クレジットを自国の JCM 登録簿に対して発行します。パートナー国において発行される JCM クレジットのうち、パートナー国政府とパートナー国企業の配分については日本政府としては関知しません。
Q4-6	JCM クレジットは何に利用できるのか。	<p>JCM クレジットを保有する口座名義人は、当該 JCM クレジットを以下の用途に用いることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 無効化※することによる、温室効果ガス算定排出量等の報告 ② ①を除く、無効化することによるカーボン・オフセット及びその他への活用 ③ 取消し※することによる、国際的な排出削減制度における活用(ただし、当該制度の実施主体により活用が認められた JCM クレジットに限る) ④ ③を除く、取消しすることによるカーボン・オフセット及びその他への活用 <p>詳細は JCM 実施要綱第 5 条を参照ください。</p> <p>※無効化: 自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること</p> <p>※取消し: JCM クレジットを取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること</p> <p>JCM クレジットの利用に関する質問は以下日本国 JCM 登録簿の連絡先までお問合せください。 https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Contact/Contact.html</p>

【5. 日本政府の支援】

Q5-1	日本政府の支援にはどのようなものがあるか。	<p>各パートナー国政府との民間 JCM プロジェクトの手續等についての事前相談を希望する場合は JCM 事務局 (info@jcm.go.jp) にご相談ください。</p> <p>日本国政府が資金支援する JCM プロジェクトの組成・実施においては、日本国政府からは以下の実施支援が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件組成に向けた実現可能性調査 (FS) 等への支援 ・GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援 <p>民間 JCM プロジェクトの実施においては、上記の通り、これらの支援を活用することはクレジット配分量にも影響があり得ますが、これらの支援や関係情報の提供が必要な場合は JCM 事務局へご相談ください。</p>
Q5-2	案件組成に向けての FS の支援を活用することは可能か。	<p>経済産業省では令和5年度、「二国間クレジット取得のためのインフラ整備調査 (JCM 実現可能性調査)」を公募しました。今後の公募については、経済産業省へお問合せください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2023/k230424002.html</p>

以上